

## 労働時間規制の緩和に反対する会長声明

1 本年4月3日、政府は、「労働基準法等の一部を改正する法律案」（以下、「改正案」という。）を閣議決定し、第189回通常国会へ提出した。改正案は、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」を創設し、高度専門的知識を要する業務に従事し、年収が平均給与額の3倍の額を相当程度上回る等の要件を満たす労働者について、労働基準法で定める労働時間並びに時間外、休日及び深夜の割増賃金等に関する規定を適用しないものとしている。また、改正案は、高度プロフェッショナル制度とは別に、従前より存在する企画業務型裁量労働制について、対象業務を拡大している。

2 改正案提出の理由は「長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため」とされ、改正項目は「長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等」及び「多様で柔軟な働き方の実現」に分けられている。高度プロフェッショナル制度の導入は、その中でも「多様で柔軟な働き方の実現」のための改正として位置づけられているが、同制度の導入により割増賃金を支払われなくなることがどのように「多様で柔軟な働き方の実現」につながるかは明らかでない。それどころか、同制度が導入されると、使用者がいくら過大な成果を労働者に求め、労働者がそれに応じて長時間労働を行ったとしても、使用者には割増賃金の支払義務がないため、使用者の労働者に対する長時間労働の要求に歯止めがかからなくなってしまう。すなわち、高度プロフェッショナル制度の導入は「多様で柔軟な働き方の実現」にとって無意味であるばかりか、改正案のもう一つの目的である「長時間労働の抑制」に真っ向から反する制度なのである。

また、改正案では、高度プロフェッショナル制度の導入条件として、健康確保措置を講じることや対象労働者の同意を得ることが要件とされているが、健康確保措置を講じることがただちに長時間労働の抑制につながるものではないし、使用者と労働者の力関係からすると労働者は事実上同意せざるを得ないのであるから、これらの要件も長時間労働の抑制に対して到底効果的ということはできない。

さらに、高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の年収や対象業務の要件の詳細は厚生労働省令で定めるものとされており、ひとたび法案が成立してしまえば、法改正によらずに対象業務が拡大され、対象となる年収も引き下げられるおそれがある。

このように、改正案による高度プロフェッショナル制度の導入は、さらなる長時間労

働の助長という、改正案の目的とは正反対の結果を生み出してしまうおそれの高いものである。

3 また、改正案では、「多様で柔軟な働き方の実現」のためとして、企画業務型裁量労働制の対象業務に「事業の運営に関する事項について繰り返し、企画、立案、調査及び分析を行い、かつ、これらの成果を活用し、当該事項の実施を管理するとともにその実施状況の評価を行う業務」及び「法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析を行い、かつ、これらの成果を活用した商品の販売又は役務の提供に係る当該顧客との契約の締結の勧誘又は締結を行う業務」が追加され、対象が拡大されている。

裁量労働制は、業務の遂行方法が大幅に労働者の裁量に委ねられる一定の業務に携わる労働者について、労働時間の計算を実労働時間ではなくみなし時間によって行うことが認められる制度である。もっとも、使用者と労働者の力関係からすると、裁量労働制の下では、過大な業務を使用者から命じられることにより、みなし時間を大きく超える実労働時間での長時間労働を強いられる危険性が高いため、対象業務の安易な拡大は厳に慎まなければならない。

しかし、改正案により追加される対象業務は、いずれも定義が曖昧であり、現場で業務管理を行う労働者や個別営業業務を行う労働者にも適用される可能性があるなど、拡大解釈によって極めて広範囲の業務が裁量労働制の対象とされてしまうおそれが強い。加えて、改正案では裁量労働制の導入のための手続きが簡素化されており、多くの労働者が裁量労働制の名の下に歯止めのきかない長時間労働を強いられる結果となる可能性が高い。また、改正案では対象者の健康確保措置を充実させているが、健康確保措置の充実が直ちに長時間労働の抑制につながるものではない。

このように、改正案による企画業務型裁量労働制の拡大も、高度プロフェッショナル制度の導入と同様、さらなる長時間労働の助長という、改正案の目的とは正反対の結果を生み出してしまうおそれの高いものなのである。

4 現行の労働基準法では、1日8時間1週40時間の法定労働時間規制（同法32条）、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金支払義務（同法37条）といった労働時間規制が定められている。これは、労働者のワークライフバランスの確保を図り、何よりも労働者の生命及び健康を守ることを目的としている。ところが、長時間労働とそれを原因とする過労死、過労自殺、過労うつは社会的に蔓延しており、このような深刻な事態

を招く長時間労働を抑制し、労働者の生命及び健康を守ることは喫緊の課題となってい  
る。平成26年11月には過労死等防止対策推進法が制定されるなど、過労死の原因と  
なる長時間労働の抑制は国の責務ともなっているのである。そのような状況における高  
度プロフェッショナル制度の導入及び企画業務型裁量労働制の拡大は、長時間労働の抑  
制という国の責務に正面から反するものであり、時代に大きく逆行するものである。

5 以上より、当会は、労働者の生命及び健康に重大な危険をもたらしかねない改正案  
による労働時間規制の緩和に対して、強く反対する。

平成27年6月9日

宮崎県弁護士会

会長 町元真也

